

添付法令資料 4 :

金融テクノロジーの実施に関する 2017 年 11 月 29 日付
インドネシア中央銀行規則 No.19/12/PBI/2017 (目次)

同月 30 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	目的及び範囲 (第 2 条ないし第 4 条)
第 3 章	登録
第 1 節	登録実施の義務 (第 5 条及び第 6 条)
第 2 節	登録の手続 (第 7 条ないし第 10 条)
第 4 章	レギュラトリー・サンドボックス (第 11 条ないし第 14 条)
第 5 章	認可及び承認 (第 15 条)
第 6 章	モニタリング及び監督 (第 16 条及び第 17 条)
第 7 章	支払いシステム・サービス実施者と金融テクノロジー実施者との協力 (第 18 条)
第 8 章	調整及び協力 (第 19 条)
第 9 章	制裁 (第 20 条ないし第 22 条)
第 10 章	雑則 (第 23 条ないし第 25 条)
第 11 章	経過規定 (第 26 条)
第 12 章	終則 (第 27 条及び第 28 条)